# 千葉県国民健康保険連携会議設置要綱

(目 的)

第1条 国民健康保険法第4条第2項の規定により国民健康保険の安定的かつ健全な運営を図るため、県内市町村等の意見を聴くとともに、意見の調整を図ることを目的として千葉県国民健康保険連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

#### (所 掌)

- 第2条 連携会議は、前条の目的の達成に資するため、次の事項について意見交 換等を行うものとする。
  - (1) 千葉県国民健康保険運営方針に関する事項
  - (2) 国民健康保険事業費納付金及び国民健康保険保険給付費等交付金に関する事項
  - (3) 千葉県国民健康保険財政安定化基金に関する事項
  - (4) その他国民健康保険の運営に関する事項
- 2 連携会議は、1の意見交換等に際し必要があると認めるときは、千葉県国民 健康保険作業部会(以下「作業部会」という。)を設置することができる。
- 3 作業部会は、前条の目的の達成に資する実効性のある推進方策等について検 討し、その結果を連携会議に報告するものとする。

#### (組 織)

- 第3条 連携会議は、千葉県、県が選定する保険者及び千葉県国民健康保険団体 連合会(以下「国保連合会」という。)をもって構成する。
- 2 連携会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 連携会議には会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課長をもって 充てる。
- 4 作業部会は、連携会議を構成する各団体をもって構成することとし、その委員は、次のとおりとする。
  - (1) 千葉県健康福祉部保険指導課国保運営室長
  - (2) 連携会議を構成する保険者及び国保連合会の委員が推薦する実務担当者
- 5 作業部会には部会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課国保運営 室長をもって充てる。

#### (運 営)

- 第4条 連携会議及び作業部会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、会務を掌握し、連携会議の議長を務める。
- 3 部会長は、会務を掌握し、作業部会の議長を務める。

### (事務局)

第5条 連携会議及び作業部会の庶務は、千葉県健康福祉部保険指導課国保運営 室に置く。 (委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議及び作業部会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

# 別表(第3条 組織)

	所属又は対象となる保険者	団体数	委員となる者の職
1	千葉県	_	保険指導課長
2	千葉県国民健康保険団体連合会	2	国民健康保険主管課長
	千葉支部を代表する保険者		
3	同東葛飾支部を代表する保険者	4	国民健康保険主管課長
4	同印旛支部を代表する保険者	2	国民健康保険主管課長
5	同香取支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
6	同海匝支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
7	同山武支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
8	同長生支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
9	同夷隅支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
1 0	同君津支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
1 1	同安房支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
1 2	千葉県国民健康保険団体連合会	_	企画情報課長